

【参考資料】

議案第４２号 朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正
する条例の一部を改正する条例

福祉部障害福祉課

１ 提案する理由

朝霞市障害者ふれあいセンター（以下「センター」という。）開所当初の平成２８年４月から実施してきた就労移行支援に関する業務（以下「就労移行支援」という。）については、希望する全ての障害者が就労を目指すことができることを目的に開始された。

近年では、民間事業者の参入や、障害者雇用の多様化等により、ＩＴ関連等の専門的な職業の就労移行支援を選択できるまでに地域の支援体制が充実してきたことや、ハローワークを通じた雇用の増加などからセンターの就労移行支援は利用人数がほとんど無い状況が続いている。

一方で、生活介護に関する業務は、１日あたりの利用者数が定員である１５人となっており、今後も高いニーズが見込まれることから、就労移行支援を終了し生活介護の定員を拡充するものです。

２ 改正の概要

（１）障害者に関する指定管理事業

①朝霞市障害者ふれあいセンターの就労移行支援に関する業務について、生活介護の定員を拡充するため当該事業を終了し、指定管理業務から削除するもの。（改正前条例第２条第２号を削除）

②附則第２項の引用条項を整理するもの

（２）施行期日 公布の日

担当

福祉部障害福祉課障害給付係

４６３－１５９９